

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 くらしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号					
不利益処分の種類	指定定期検査機関の定期検査を実施する者の解任命令	根拠条項	第35条				
処分基準	<p>○都道府県知事又は特定市町村の長は、経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規定に違反したときは、その指定定期検査機関に対し経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者を解任すべきことを命ずることができる。</p>						
	対応 区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	くらしの安全安心課	交付 機関	くらしの安全安心課	目次 NO